

## 「高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫対策に関する協定」の締結について

岡山県農林水産部畜産課

### 1 はじめに

平成19年1月に、岡山県で初めて高病原性鳥インフルエンザが発生し、極めて早期の通報であったことと、市町村をはじめとする関係者の御協力等によって、迅速な防疫措置を実施することができました。

本病のウイルスは、新型インフルエンザウイルスへ変異して人から人への感染も危惧されていることから、県民の安全と安心の確保を目的に、本県での高病原性鳥インフルエンザの再発生に備え、県と市町村が一体となって、防疫対策を迅速に実施するための広域的な防疫協定を締結しました。



写真1 発生時の防疫措置

### 2 協定書の概要

協定は、岡山県と市町村とが、高病原性鳥インフルエンザの発生時に、本病のまん延を防止するため、「家畜伝染病予防法」及び「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づいて実施する、防疫対策を相互に協力する内容となっています。

主な項目は次の(1)～(4)です。

#### (1) 協力の要請

岡山県は、県が行う次のア～エの業務について市町村に協力を要請し、市町村は、この要請に基づき協力して実施することとしています。

ア 発生農場における患畜等の殺処分及び処理等に関する業務

イ 関連農場における疫学調査等に関する業務

ウ 周辺区域における清浄性確認検査等に関する業務

エ その他本病の対策として必要な業務

患畜等の殺処分は、市町村に担当鶏舎を任せるといった方法ではなく、あくまで家畜防疫員（県職員）による指示のもとでの業務です。また、発生農場の消毒業務の補助等も考えられます。

疫学調査や清浄性確認検査は、管轄外の家畜保健衛生所の職員が行うことが想定されるため、市町村の職員の皆様には、農場への案内や記録の補助などに御協力いただくことを想定しています。

#### (2) 情報提供等

岡山県は、発生時に、市町村に対して、本病に関する情報を迅速かつ適切に提供するとともに、必要な技術的指導及び説明を行うこととしています。

#### (3) 経費の負担

岡山県の要請に基づき市町村が実施する防疫対策に必要な衛生資材及び薬品等の購入費、人夫の雇用に要する経費並びに施設・設備等の使用料及び賃借料等は、岡山県が負担とすることとしています。

このほかにも、施設・設備等を使用した後における保守・点検等に要する経費や、

職員に係る旅費等の人件費についても負担区分を定めており、発生時に要する事務的な協議を事前しておくことで、本来必要な防疫対策を迅速に開始できる体制としています。

#### (4) 研修の実施

岡山県は、必要に応じ、市町村の職員及び関係者を招集し、本病が発生した際の防疫対策等に係る研修会を開催することとしています。畜産現場に詳しくない職員がいざというときに慌てないように、事前に、発生時の防疫活動等について、周知や演習をすることとしています。

なお、研修会等はこれまでも、県民局及、支局及び家畜保健衛生所が実施してきており、今後もこの協定のもとで実施して参ります。



写真2 防疫演習の様子

### 3 協定の締結まで

本協定は、8月に、古矢岡山県農林水産部長が、市長会及び町村長会において協定の骨子を説明した後、県と市町村で協定の内容を具体的に協議してきました。

協定書については、災害関係の協定を参考にし、現地対策本部となる県民局、支局、及び家畜防疫の中心となる家畜保健衛生所が、市町村との窓口となって事務的な協議を進めました。

協定は、平成19年12月17日、岡山県と27市町村がそれぞれ締結しました。締結式は、同日、県庁において、石井知事、及び市町村を代表して井手真庭市長(市長会会長)と重森吉備中央町長(町村長会会長)に出席いただき、3者で行いました。他の市町村については、同日、協定書を県民局又は支局経由で送付させていただきました。



写真3 締結式後の記念写真

### 4 おわりに

協定は、県と市町村が協力して高病原性鳥インフルエンザ防疫に取り組むということを互いに確認し、発生時に迅速な防疫対策を講じられるようにしたものです。

しかし、最も重要なことは、本病が発生しないよう、消毒や防鳥対策などの対策を徹底し、発生リスクを低減させることであると考えますので、農場の皆様には、一層の防疫対策の強化をお願いします。

また、関係者の皆様にも、これまでと同様、強力な連携をお願いします。

